

議案第 9 2 号

鯖江市嚮陽会館等における指定管理者の指定の期間の変更について

鯖江市嚮陽会館等における指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日 提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

- | | |
|---------|--|
| 1 施設の名称 | 鯖江市嚮陽会館
嚮陽会館前駐車場
ふれあい広場駐車場 |
| 2 団体の名称 | 鯖江市桜町 3 丁目 3 番 3 号
株式会社きょうよう企画
代表取締役 近藤 恵美子 |
| 3 指定の期間 | 変更前 平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで
変更後 平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで |

提案理由

鯖江市嚮陽会館が複合交流施設として整備されることに伴い、今年度から基本計画、基本設計および実施設計を、令和 8 年度から大規模改修工事を行う予定であり、現時点において施設の管理業務の内容を定めることができず、指定管理者の公募を行うことは困難であるため指定管理期間を延長することで対応したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。